

平成十九年十一月九日受領  
答弁第一八〇号

内閣衆質一六八第一八〇号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎大阪訴訟及び四一人のリストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出葉害肝炎大阪訴訟及び四一八人のリストに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。

五について

厚生労働省としては、御指摘の「四一八人のリスト」に記載がある方々（以下「リスト記載者」という。

）については、田辺三菱製薬株式会社に対し、本人へのフィブリノゲン製剤等の投与の事実の伝達及び肝炎ウイルス検査の受検の呼びかけ（以下「受検の呼びかけ等」という。）を医療機関に対して依頼するよう指示するとともに、関係医療機関に対し、診療録その他の資料からリスト記載者を可能な限り特定し、受検の呼びかけ等を行う等の協力の依頼をするなどの取組を進めているところである。

六について

現在、C型肝炎に限らず、保健所等において公費による肝炎ウイルス検査等が実施されているところであるが、厚生労働省としては、今後、受検者の自己負担の軽減等の観点から、当該検査に係る国庫補助事業の見直しについて検討してまいりたい。

七について

御指摘の事実関係については、現在、厚生労働大臣の命により設置された「ファイブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」において調査を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。